(3) その他状況により必要な書類

下記の質問について、該当する場合は、「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印を入れてください。「はい」の場合は、該当者確認欄で該当者（父・母）にチェック又は申込児童からみた続柄を記入した上で、詳細記入・注意事項欄をご確認いただき、必要書類がある場合は、書類をご提出ください。（★印の書類は、神戸市ＨＰよりダウンロードできます。）

項目		番号	確認事項	チェック欄		該当者 父	該当者 母	詳細記入・注意事項 ※「はい」の場合は下欄を必ずお読みいただき、太字部分にチェック又は記入をしてください	「はい」の場合 必要書類	「はい」の場合 提出	「保育利用のご案内」説明頁
世帯及び児童の状況について	保護者の状況	1	保育必要事由が「就労」又は「就学」の場合で、かつ母が妊娠（育休中又は取得予定含む）している。	いいえ	はい	□	□	入所時点で必ず就労（就学）、又は入所後1か月以内に復職していただく必要があります。 ※申込時と同じ条件で就労（就学）していない、又は入所後1か月以内に復職しない場合は、原則退園となります。 **□　入所時点で就労・就学（又は1か月以内に復職）します。**	なし		15頁
		2	保育士・保育教諭・幼稚園教諭、保育士配置に振替可能な看護師として市内の認可保育所・企業主導型保育園に月64時間以上勤務・内定している。	いいえ	はい	□	□	月120時間以上の勤務で復職する場合（内定を含む）30点の加点になります。 月64時間以上120時間未満の勤務で復職する場合（内定を含む）20点の加点になります。	就労証明書（「保育士等としての勤務実態の有無」欄が有または有（予定）＋「備考欄」に保育士証登録番号・幼稚園教諭免許状番号・看護師免許番号の記載があるもの）★	□	8頁
		3	育児休業の延長を許容できる。	いいえ	はい	□	□	保育所等利用理由調査票①「就労」の「休職等の場合」欄の「□入所できない際に育児休業の延長も許容できる」にチェックしてください。90点の減点となります。 **□　入所を希望する場合は、入所希望月の2か月前の末日までに（1月～3月入所を希望する場合は11月末日まで）、改めて「保育利用申込変更届」を提出します。** **□　現時点では、（　　）年（　）月1日の入所選考を予定します。**	なし		14頁
		4	2026年度（2025年1月～12月分所得）の市町村民税が未申告である（配偶者控除の対象者は除く）。	いいえ	はい	□	□	年間の収入で非課税となる方※：**収入申告書★**を提出してください。 （※給与収入のみの方で年間の収入が110万円以下の場合等） その他：区役所・支所 保健福祉課こども福祉担当までお問合せください。	左記参照	□	7頁
		5	ひとり親世帯である。	いいえ	はい	□	□	30点の加点となります。 児童扶養手当を受給していない場合は、右記書類のいずれかを提出してください。 □　児童扶養手当を受給している。	保護者の戸籍謄本の写し ひとり親家庭等医療費受給者証の写し	□ □	7頁
		6	離婚協議、離婚調停、離婚裁判中である。	いいえ	はい	□	□	30点の加点となります。 離婚協議中の場合：離婚協議中であることがわかる第三者機関からの証明書 離婚調停中・裁判中の場合：離婚調停中・裁判中であることがわかる事件係属証明書	左記参照	□	7頁
		7	18歳以上の子を扶養している。	いいえ	はい	□	□	入所を希望するお子様が扶養第何子であるかの確認のために必要です。提出いただくと利用者負担額が変更、副食費の免除に該当する可能性があります。	・多子世帯等の利用者負担額軽減に係る申出書★ ・18歳以上の扶養している子の健康保険の資格情報や資格確認書	□	9頁
		8	現在、就労のために単身赴任中である。	いいえ	はい	□	□	単身赴任先が国内の場合は6点、海外の場合は8点の加点となります。 就労証明書の「17.単身赴任期間（予定含む）」欄に赴任期間が記載されており、赴任先に住民票がある場合は、書類提出は不要です。申込時点で単身赴任予定の場合は加点にはなりません。	賃貸借契約書の写し等生活実態を証明する書類	□	8頁
	申込児童の状況	9	認定こども園1号枠（幼稚園部分）を利用している。	いいえ	はい			利用している施設の1号から2号への変更の場合は、30点の加点対象となりますが、利用している施設以外を希望される場合は、加点の対象とはなりません。	なし		13頁
		10	幼稚園・認定こども園1号枠（幼稚園部分）への入園が内定、または申込みをしている。	いいえ	はい			**内定（申込）施設　：（　　）**	なし		
		11	認可の保育施設を利用している。（転園を希望している。）	いいえ	はい			5点の減点となります。ただし、転居に伴う場合、入所希望月が住民票異動日の属する月とその翌月、及び転居予定日時点で入所申込可能な月の場合は減点対象外となります。 ※きょうだい入所中の施設への転園を希望する場合は、15点の加点となります。また、地域型保育施設（従業員枠は除く）の卒園児クラスに入所中の場合、5月以降は10点の加点となります。特に提出いただく書類はありません。 ※転園先への内定通知を受け取った場合、元の園にもどることはできません。	（転居に伴う転園の場合） ・賃貸契約書の写し等転居することを証明する書類	□	13頁
		12	申込事由（保護者の保育必要事由）を理由に認可外保育施設等を週4日以上、有償で利用している。	いいえ	はい			5点の加点となります。就労内定の場合や育児休業中の利用は加点の対象とはなりません。 ※事業所内保育利用中の方で従業員枠を利用している場合も対象です。 ※無償化（償還払い）の対象となり、保護者の負担額がない場合は加点対象外です。	認可外施設等利用証明書★	□	8頁
		13	以前認可の保育施設を利用しており、下の子の育児休業に伴い退所し、復職時に申込みをする。	いいえ	はい			10点の加点となります。 **退所した施設　：（　　）**	なし		
		14	きょうだいが同時に申込みをする。	いいえ	はい			5点の加点となります。	**確認票1をご記入ください**	□	13頁
	世帯員の状況	15	申込児童を除く保護者・同居の親族に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者や要介護1以上の認定者がいる。	いいえ	はい	（　）		手帳の等級等によって1～5点の加点となる場合があります。保育利用申込書の世帯員備考欄に手帳の種類及び手帳番号を記入してください。	所持している手帳又は介護保険被保険者証の写し	□	8頁
		16	65歳未満の親族が同居しているが、保育できない事由がある。	いいえ	はい	（　）		未提出、又はお一人でも事由に満たない方がいる場合は3点の減点となります。	保育を必要とする事由に準じた書類	□	8頁
		17	申込児童のきょうだいが、認定こども園の1号、公立幼稚園、新制度幼稚園に入所している。	いいえ	はい	（　）		きょうだいに保育所等の利用及び利用申込のない未就学児童がいる場合4点の減点となりますが、左記確認事項に記載の施設に入所しており、さらに、預かり保育を利用している（又は利用予定）場合は、減点の対象外です。保育所等利用理由調査票②「きょうだいの状況」の「すでにきょうだいが保育所等に入園している」欄の「※1号入所中の場合、預かり保育利用（予定含む）」で、有と無どちらかに丸をつけてください。 障害者通所施設および児童発達支援施設を利用している場合は、預かり保育の利用の有無に関わらず、減点の対象外です。 □　預かり保育利用中又は利用予定	なし		8頁
		18	申込児童のきょうだいが、私学助成園、特別支援学校幼稚部、障害者通所施設、児童発達支援施設に入所している。	いいえ	はい	（　）			在園・通所証明書★	□	
		19	里親委託を受けている方	いいえ	はい			20点の加点となります。 里親委託を受ける予定の方：区役所・支所 保健福祉課こども福祉担当までお問い合わせください。	里親であることがわかる書類の写し	□	8頁